

津市地域公共交通活性化協議会規約

平成20年8月20日制定

(目的)

第1条 津市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議、連携計画の実施及び実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく地域公共交通会議として、地域における住民生活に必要なバス等の確保その他旅客利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を津市西丸之内23番1号の津市役所内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 連携計画の作成及び変更の協議に関する事業
- (2) 連携計画の実施に関する事業
- (3) 連携計画の実施に係る連絡調整に関する事業
- (4) 道路運送法に基づく旅客運送の協議に関する事業
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者を委員とし、20人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者又はその組織する団体の代表者又はその指名する者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体の代表者又はその指名する者
- (4) 住民又は地域公共交通の利用者
- (5) 運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (7) 三重県（三重県公安委員会を含む。）及び津市の職員

- (8) その他協議会が必要と認める者
(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 2人以内
 - (3) 監査委員 2人
- 2 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）において委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 監査委員は、前条第7号に掲げる委員のうちから会長が指名する。
- 5 会長、副会長及び監査委員は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監査委員は、協議会の事業の執行状況等を監査する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第8条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、全会一致をもって決する。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の4分の3以上の賛成をもって決することができる。
- 4 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合は、会議に諮って、公開しないことができる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、会議への出席を依頼し、又は助言等を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 会議で協議が整った事項については、協議会の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第10条 会議に提案する事項について協議又は調整を行うため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる事業について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(報償及び費用弁償)

第13条の2 委員は、報償及び職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に規定する報償及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が会議に諮って定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、津市都市計画部に置く。

3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局職員を置く。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この規約は、平成20年8月20日から施行する。

2 協議会の設立後最初の役員任期については、第7条の規定にかかわらず、平

成 2 2 年 3 月 3 1 日 まで と す る。

附 則

この規約は、平成 2 1 年 5 月 2 1 日 から 施行 する。

附 則

この規約は、平成 2 3 年 4 月 1 日 から 施行 する。

附 則

この規約は、平成 2 4 年 4 月 1 日 から 施行 する。

○ 津市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(組織)</p> <p>第4条 協議会は、次に掲げる者を委員とし、20人以内をもって組織する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(役員)</p> <p>第5条 協議会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1人</p> <p>(2) 副会長 2人以内</p> <p>(3) 監査委員 2人</p> <p>2 会長は、協議会の会議(以下「会議」という。)において委員の互選により定める。</p> <p>3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。</p> <p>4 監査委員は、前条第7号に掲げる委員のうちから会長が指名する。</p> <p>5 会長、副会長及び監査委員は、相互に兼ねることができない。</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 監査委員は、協議会の事業の執行状況等を監査する。</p> <p>(任期)</p> <p>第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会議)</p> <p>第8条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、全会一致をもって決する。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の4分の3以上の賛成をもって決することができる。</p> <p>4 (省略)</p>	<p>(構成員)</p> <p>第4条 協議会の構成員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(役員)</p> <p>第5条 協議会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1人</p> <p>(2) 副会長 1人</p> <p>(3) 座長 1人</p> <p>(4) 委員 18人(うち会長、副会長及び座長を含む。)</p> <p>(5) 監査委員 2人</p> <p>2 会長は、津市副市長とする。</p> <p>3 副会長は、協議会の会議(以下「会議」とする。)においてこれを互選する。</p> <p>4 座長は、前条第1号に掲げる構成員のうちから会長が指名する。</p> <p>5 監査委員は、前条第7号に掲げる構成員のうちから会長が指名する。</p> <p>6 委員及び監査委員は、相互に兼ねることができない。</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 座長は、会議の議長となる。</p> <p>4 監査委員は、協議会の事業の執行状況等を監査する。</p> <p>(任期)</p> <p>第7条 役員 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会議)</p> <p>第8条 会議は、会長が招集する。</p> <p>2 会議は、役員の半数以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、全会一致をもって決する。ただし、意見が分かれた場合は、出席役員の4分の3以上の賛成をもって決することができる。</p> <p>4 (省略)</p>

改正案

現行

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員 以外の者に対して、資料を提出させ、会議への出席を依頼し、又は助言等を求めることができる。
 6 (省略)
 (協議結果の尊重義務)
 第9条 会議で協議が整った事項については、協議会の委員 は、その協議結果を尊重しなければならない。

5 協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、会議への出席を依頼し、又は助言等を求めることができる。
 6 (省略)
 (協議結果の尊重義務)
 第9条 会議で協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。